

【 知的障害者に対するどのような行為が虐待と評価されるのでしょうか？ 】

知的障害者に対する虐待は、大まかに言って次の6つの概念にまとめられると
言われています。

身体的虐待 (Physical Abuse)
性的虐待 (Sexual Abuse)
無視・放置 (Neglect)
金銭無断悪用 (Fiduciary Abuse)
精神的苦痛 (Mental Suffering)
監禁・孤立化 (Isolation)

ただ単に身体を叩かれている、性的虐待を受けているなどの典型的な事例のみ
が虐待となるものではなく、それ以外にも、無視されたり、遺棄されたり、孤立
させられたり、自由にお金が使えなかったり、精神的に苦痛を与えられることも
虐待に当たるとされています。上記の虐待に関する6つの概念は、「権利侵害と
しての虐待」としてアメリカを中心に研究・調査が行われています。

アメリカでは、日本語の虐待に当たる用語として「abuse」という言葉が使わ
れていますが「abuse」には、虐待の他に乱用、悪用、誤用という意味があり
又、「普通とは違った、もしくは正しくない使い方」という意味があり (ex. アル
コール依存症 = alcohol abuse)、日本語で言う「虐待」より広い意味で使われ
ているようです。

一方、「虐待」については、1950年代後半頃より、「子供に対する虐待」と
して問題にされるようになってきた経緯があります。「子供に対する虐待」は、
身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の4つに分類されるのが一般的
ですが、前記6分類における残りの2つの分類、金銭無断悪用、監禁・孤立
化は施設特有のものであることを考えると、前述の6つの「権利侵害としての虐
待」概念は、子供の虐待の4つの類型を発展させたものではないかと思われま

身体的虐待については、国際児童虐待常任委員会の定義によれば「外傷のある
暴行 (外傷としては打撲傷、痣 (内出血)、骨折、火傷等) あるいは生命に危険
のある暴行 (首をしめる溺れさせる、食事を与えない、戸外にしめだす、一室に
拘禁する等) とされています。又、カリフォルニア州法では「他者によって子供
に与えられた意図的もしくは非偶発的な身体的損傷」とされています。

2000年に制定されたわが国の児童虐待防止法第2条では、身体的虐待を「児
童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること」と定義して
います。